

実費弁償の算出の確認

災害時の医療救護活動に関する協定書締結にむけて、協定書（案）第１２条の実費弁償の額の算出方法を確認するため、関係法令の一部を抜粋したものです。

（実費弁償の額）

第１２条 前条第１項の実費弁償の額は次のとおりとする。

（１）同項第１号の額は、福岡県災害救助法施行細則（昭和４０年福岡県規則第４４号）の規定を準用する。について

別表第三

	日当
医師及び歯科医師	１７，４００円
薬剤師	１１，９００円
保健師、助産師及び看護師	１１，４００円

（３）同項第３号の額は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の規定に準ずる。について

<支給基礎額の算出方法>

扶助金（療養扶助金を除く。）は、支給基礎額を基準として支給する。（災害救助法施行令第１４条）

①労働基準法に規定する労働者

算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額

②労働基準法に規定する労働者でない者（自営業の医師等）

死亡した従事者又は協力者の前年の一年間の所得（同一の所得）を３６５で除した額

（例）年間１８，２５０，０００円の所得とすると

１８，２５０，０００円÷３６５日＝５０，０００円（支給基礎額）

<災害救助法が定める扶助費の額は、「災害救助法施行令」第１４条～第２２条に規定>

①療養扶助金（１５条）

診察

薬剤又は治療材料の支給

処置、手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
移送

②休業扶助金（１６条）

その業務に服することができない期間一日につき、支給基礎額の $60/100$ に相当する金額を支給する。引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、その受けることができる期間中は休業扶助金を支給しない。ただし、その業務上の収入の額が休業扶助金の額より少ないときは、その差額を支給する

（例）業務に服することができない期間が 30 日とする

$$50,000 \text{円} \times 60/100 \times 30 \text{日} = 900,000 \text{円}$$

③障害扶助金（１７条）

障害扶助金として、その障害の等級に応じ、支給基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。別表第五に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

（例）３等級とする

$$50,000 \text{円} \times 1,050 \text{倍} = 5,250,000 \text{円}$$

別表第五 （第十七条関係）

等級	倍数	等級	倍数
1	1,340	8	450
2	1,190	9	350
3	1,050	10	270
4	920	11	200
5	790	12	140
6	670	13	90
7	560	14	50

④遺族扶助金（１８条）

従事者又は協力者が死亡した場合においては、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

（例）死亡した場合

$$50,000 \text{円} \times 1,000 \text{倍} = 50,000,000 \text{円}$$

⑤葬祭扶助金（２０条）

従事者又は協力者が死亡した場合においては、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(例) 死亡した場合

$$50,000\text{円} \times 60\text{倍} = 3,000,000\text{円}$$

⑥打切扶助金（21条）

療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(例) 3年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合

$$50,000\text{円} \times 1,200\text{倍} = 60,000,000\text{円}$$